

栃木県スポーツボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国体等のレガシーを継承し、本県のスポーツを活用した地域活性化に向けて、スポーツ大会やイベント等の県内開催を促進し、県内外の交流人口の拡大を図るため、スポーツ大会等の開催を支える、栃木県スポーツボランティア制度の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、スポーツボランティアとは、次に掲げる活動に無償で協力する者として、栃木県に登録された者をいう。

- (1) 栃木県又は栃木県教育委員会が主催又は共催し、後援するスポーツ大会・イベントの運営補助
- (2) その他知事が必要と認めるスポーツ大会・イベントの運営補助

(登録の要件)

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 中学生を除く15歳以上の者（ただし、18歳以下の者が登録する場合は、保護者の承諾を必要とする。）
- (2) 県のスポーツ振興のため、県が指定したスポーツ大会・イベントに積極的に協力できる者

(登録の申請)

第4条 スポーツボランティア制度に登録を希望する者は、知事が別に定める方法により登録申請を行うものとする。

(登録)

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合においては、申請の内容を審査し、登録が適当であると認めるときは、当該申請者をスポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録簿に登録された者（以下、「登録者」という。）は、登録簿に登録された内容に変更が生じたときは、速やかに栃木県スポーツボランティア登録内容変更届（別記様式第1号）を知事に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第7条 知事は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録簿から抹消することができる。

- (1) 登録者が栃木県スポーツボランティア登録抹消届（別記様式第2号）を知事に届け出たと

き

- (2) ボランティアの信用又は品位を害するおそれがあり、又はその他ボランティアとして適性を欠く者であると認められたとき

(依頼の方法)

第8条 スポーツボランティア制度を活用しようとする者（以下、「依頼者」という。）は、栃木県スポーツボランティア募集依頼書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の依頼書の提出があったときは、依頼書の内容を審査し、適当であると認めるときは、登録者に依頼書の情報を提供するものとする。

(依頼者の責務)

第9条 スポーツボランティアの活動に係る傷害保険その他必要な経費は、依頼者が負担するものとする。

- 2 依頼者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に務め、安全に十分配慮するものとする。

(事業報告)

第10条 依頼者がスポーツボランティア制度を活用したときは、当該ボランティア活動終了後1ヶ月以内に栃木県スポーツボランティア活動事業報告書（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティア制度に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年8月1日から施行する。